

領収書・調剤証明書・検査結果等、診断を判別できるものの写しの添付箇所

- ※この部分に写しを糊付けしてください。
- ※書類の糊付け方向の縦横は問いません。
- ※受診していない場合は、必要ありません。

〈 参 考 〉

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

発熱中× 解熱▲ 登校可能●

発熱期間	※1							
	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
2日間	×	×	▲	▲	▲	▲	●	●
3日間	×	×	×	▲	▲	▲	●	●
4日間	×	×	×	×	▲	▲	●	●
5日間	×	×	×	×	×	▲	▲	●

※2

※1 発症翌日を1日目と数えます。「発症」とは、発熱を目安としています。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校出来ません。

◆ただし、この出席停止期間は学校保健安全法第19条で定められた基準であり、病状によって学校医や主治医が感染の恐れが無いと認めた場合は、この限りではありません。

新型コロナウイルスの出席停止について

医療機関を受診し、医師による検査して新型コロナウイルス陽性と診断された時のみ出席停止としています。